

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 緑樹会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検

査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

また、同日にあわせて評議員選任・解任委員会に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員選任・解任委員会が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあつた場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

また、同日にあわせて苦情対応第三者委員会に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員会が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあつた場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員が、法人の業務のため出張する場合は、「旅費規程」を適用する。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附則

- 1 この規程は、平成28年1月22日より施行する。

附則

平成 28 年 12 月 27 日 制定

この規程は、平成 28 年 12 月 27 日から施行する。

附則

平成 29 年 4 月 1 日 制定

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬等	5,000 円	1,000 円～3,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	1,000 円～3,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000 円	1,000 円～3,000 円
苦情対応第三者委員会出席報酬等	5,000 円	1,000 円～3,000 円

別表2（日額）

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事長業務報酬等	5,000 円	1,000 円～3,000 円
理事及び評議員報酬等	5,000 円	1,000 円～3,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円	1,000 円～3,000 円
評議員選任・解任委員会報酬等	5,000 円	1,000 円～3,000 円
苦情対応第三者委員会報酬等	5,000 円	1,000 円～3,000 円